

いなべ市行政改革

第3期集中改革プラン  
検証結果報告書



令和元年 11 月

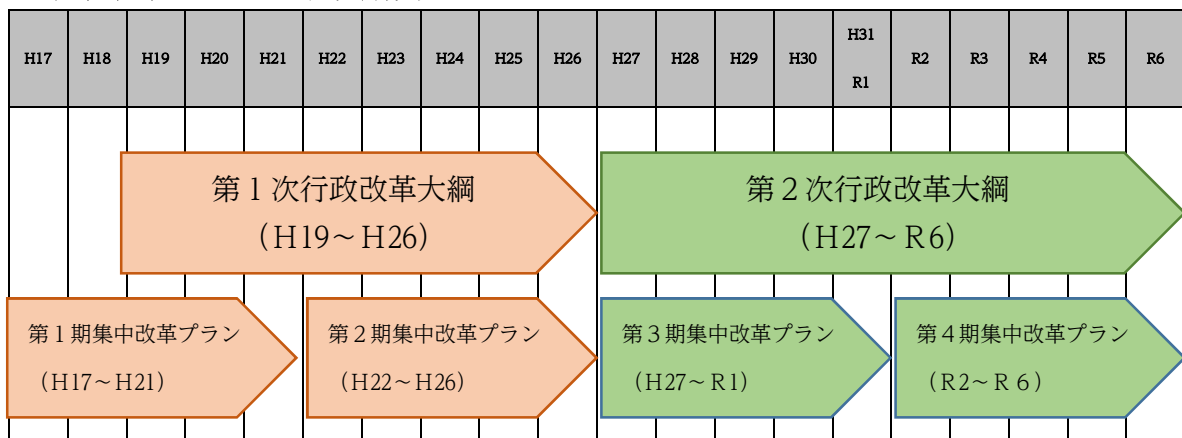
いなべ市行政改革推進本部

## 1 いなべ市集中改革プランとは

集中改革プランとは、平成 17 年 3 月 29 日付け総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（新地方行革指針）に基づき、地方公共団体が行政改革の具体的な取り組みを集中的に実施するために策定した、平成 17 年を起点とした 5 年サイクルの計画です。

いなべ市では、行政改革に関する基本的な考え方を示した「行政改革大綱」の具体的な実施計画として位置付け、毎年度、取組実績報告書と翌年度の実施計画書をまとめ、市民の皆様に公表しています。

## 2 集中改革プランの取組期間



※ 1 行政改革大綱とは、行政改革に関する基本方針

※ 2 集中改革プランとは具体的な実施計画

※ 3 第 1 次行政改革大綱は、第 2 期集中改革プランの終了にあわせて終了期間を変更しています。

## 3 第 3 期集中改革プラン（平成 27 年度から令和元年度まで）実施計画について

平成 26 年度に、行政改革推進委員会の答申をもとに第 2 次行政改革大綱を策定しました。第 2 次行政改革大綱では、これまで進めてきた、行政サービスの品質向上活動であるいなべブランドの確立を目指すこととしています。

また、新庁舎の建設に合わせて公共施設の再配置を行うとともに、第 1 次行政改革プランで取り組んできた、定員適正化計画に基づいた職員定数の適正化を図り、さらには、公共料金の見直しなどの課題にも引き続き取り組むとしています。

## 4 第 3 期集中改革プランの取組（達成）状況

### (1) パートナーシップのまちづくり

#### ① 多様な市民参加の推進

窓口において転入者や未加入者に対して自治会加入促進資料を配布し、自治会加入を促進しました。

市民活動のPRや団体同士の交流を目的に各種イベントを開催するとともに活動支援のため助成金講座やスマホ講座などの講習会を実施しました。

民間コーディネーター等の外部人材を活用するとともに、文化財施設の利活用により阿下喜商店街の活性化を行いました。

#### ② パートナーシップを進める広聴・広報活動の充実

コミュニティFMを通じて、市政情報や行事情報を発信するとともに災害時においても、通常放送から災害情報に切り替え放送できる体制を構築しました。

#### ③ シティー・プロモーションの推進

平成31年3月に「いなべ市広報戦略」を策定するとともに、新聞記者を講師に迎えた研修を実施するなど職員の情報発信に対する意識向上を図り情報発信の強化を行いました。

いなべブランド事業を毎年見直し、新規事業の追加を行うとともにSDGsの視点を加え新たなブランドの品質の向上を図りました。

### (2) 簡素で効率的な行政システムの構築

#### ① 総合的・計画的な行政の推進

第2次いなべ市総合計画を策定し、予算と総合計画が連動した財務会計システムの構築を行い、計画に基づく行政運営の推進を行いました。

総合計画に基づく事務事業評価と施策評価の進捗管理を行い、その成果などを市民に公表し、行政の透明化を図りました。

目標管理制度を活用し、組織の基本使命や組織目標、目標設定のプロセスを共有化し、市式全体の方向性を明確化するとともに、組織目標に対する意識を深め、組織のマネジメント体質の強化を図りました。

#### ② 組織体制の充実

法制執務研修や新規採用職員等を対象とした文書作成研修、職位別のコンプライアンス研修を実施し、法令遵守による行政執行の徹底を図りました。

再任用制度を活用する職員の増加が職員数の推移に大きく影響し、定員適正化計画で定める目標を達成することができませんでした。

外部研修への積極的な参加を促進し、職員の能力開発を行うとともに、メンター制度、OJT制度を運用することで新規採用職員の資質向上を図りました。

また、全職員が参加する人権研修を行うことで職員の人権意識の向上を図りました。

新庁舎開庁後も員弁、大安及び藤原庁舎に総合窓口化を設置し、各種行政手続きができる体制を維持しました。更に接遇向上委員会が示す接遇チェックリストに基づき定期的に確認を行い接遇の向上を図りました。

平成 28 年 3 月にいなべ市地域防災計画の大規模改正による防災計画の刷新を行いました。

### ③ 電子市役所の推進

マイナンバー制度に対応するため、既存システムの改修及び新規システムの導入や学校 I C T 教育の導入等を進め電子市役所の推進を行いました。

## (3) 効果的で効率的な財政運営の実現

### ① 財源の確保

特別会計から公営企業会計への転換、国県補助金等の活用、ごみ減量化の推進、指定管理者制度の活用、既存施設の譲渡などにより、財政負担の軽減と受益者負担の適正化を行いました。

施設の統廃合等で不要となった財産の売却を行い財源の確保を行いました。

企業の積極的な投資と東海環状自動車道インターチェンジの供用開始への期待などから藤原工業団地の 2 区画に企業誘致をすることができました。

### ② 財源の効果的な活用

予算編成時に補助金の有効性と必要性について確認を行うとともに補助金の見直しについて集中改革プランで取りまとめ公表を行いました。

新庁舎建設に伴いいなべ健康センター及び北勢福祉センター機能を本庁舎敷地内の保健センターに移し効率化を図りました。

### ③ 財政運営の適正化

予算における財政構造を分析し、その性質に従って政策的経費、裁量的経費、義務的経費、経常的経費、臨時的経費及び特別経費に分類し、裁量的経費における一般財源使用額を制限する枠配分方式の導入により、効果的で効率的な財政運営を行いました。

公有財産について、各部所管の施設の台帳確認や現地調査を行うなどして、市保有の全資産を洗い出し、平成 29 年度に固定資産台帳を完成させ、公有財産の負債及び純資産等の金額を明らかにするとともに、毎年たな卸しを行い、固定資産台帳の更新を行いました。

また、個別施設毎の将来にわたる修繕・更新費用や光熱水費・保守管理などのコストを把握するための個別施設計画作成に向けた検討を進めました。

さらに行政コストの状況を分かりやすくするため、平成 28 年度決算から 1 つ 1 つの伝票を複式簿記で仕分けして作成する統一的な基準による財務書類を公認会計士の支援を受け作成し公表しました。

## 5 課題解決に向けて第 4 期集中改革プランで取り組む具体的事項

### (1) パートナーシップのまちづくり

ア 多様な市民参加の推進

- ・自治会の組織強化支援

災害など、いざと言う時に最も頼りになるのは、遠い親戚よりもご近所のつながりです。普段の付き合いの大切さをPRする「自治会加入促進広報」を作成し、自治会組織強化の支援を図ります。

- ・市民活動の充実

市民活動の充実のため各種交流会、講習会、研修会、情報発信を行います。

- ・民間のコーディネーターを活用した市民参画の推進

商店街などの活性化事業に、文化財施設の活用、外部人材及び団体等の活用について検討を進めます。

イ パートナーシップを進める広聴・広報活動の充実

- ・コミュニティFMを活用した広報活動の充実

地域密着型のコミュニティFMとして、各部局よりさまざまな市政情報や行事情報を発信していきます。

激甚化する風水害や土砂災害、近い将来発生が危惧される南海トラフ地震発生等の被害を軽減するため、細やかな災害情報発信を行うとともに、緊急情報システムを活用し、的確で迅速な避難警報の発令に活用します。

- ・いなべ市政策意見公募制度の積極的な活用

パブリックコメント制度の活用の推進を行います。

パブリックコメント実施時の情報発信、資料作成について担当課と調整し進めます。

ウ シティプロモーションの推進

- ・広報戦略基本方針に基づく広報体制の確立

引き続きいなべ市広報戦略基本方針に沿って、職員の情報発信力を向上させる取り組みを進めます。

- ・いなべブランドを通じた戦略的な市の売り込み

グリーンクリエイティブいなべを推進し、いなべブランドを創造します。

(2) 簡素で効率的な行政システムの構築

ア 総合的・計画的な行政の推進

- ・総合計画に基づいた計画的な行政運営の推進

第2次いなべ市総合計画に基づく計画的な行政運営を推進するとともに、令和6年度から、第3次いなべ市総合計画策定に向けて第2次いなべ市

総合計画（10年間）の評価・検証を進めます。

・行政評価を通じた対話の促進と活発な事務改善の推進

厳しい財政状況の中、限られた経営資源（人・物・金）を効果的・効率的に配分するため、施策評価と事務事業評価の更なる定着化を図ります。

また、総合計画の成果指標（目標）により、事業の有効性、効率性などについて評価・検証を行い、その検証結果を市民に公表するとともに、PDSサイクルにより組織内の対話を促進し、活発な改善活動を行います。

・目標管理による計画的・効率的な業務の推進

目標管理制度を見直し、計画的・効率的な業務を推進します。

組織課題と個人目標の取組を全庁レベルで共有化し、客観的な行動事実や結果を記録・分析することで、組織間の連携と人材育成の強化を図ります。

また、目標の設定と達成時の各調整会議で制度見直しを共有化・明確化することで、組織間における目標管理体制の平準化を進めます。

イ 組織体制の充実

・法令遵守による行政執行の徹底

引き続き法令遵守による行政執行を図ります。

保存文書のうちファイリングシステム導入前の文書（保存区分が永年であるもの）を整理し、保存期間を適切に見直した上で、新庁舎の書庫へ移し替えます。

・定員管理の適正化

民間委託・民営化の推進、事務事業の統廃合、市民協働の推進、会計年度任用職員・派遣職員の有効活用、早期退職者の募集、再任用職員の活用、職員の業務遂行能力の向上により職員数の抑制を図るとともに、新しい行政需要に対応した適切な職員配置を行い、会計年度任用職員を含めた職員数の適正な管理を行います。

新規職員の採用では、優秀な人材を確保し、長期的な世代間の平準化を見据えた計画的採用を行います。

定員適正化の推進に当たっては、数値目標を明らかにした定員適正化計画を策定していきます。

・職員力・組織力の向上

職員それぞれの能力開発、意識改革を図る研修の充実、職場内の人材育成の推進により「職員力」の向上を図ります。

また、「組織力」の向上を図るため、組織内の役割と責任の明確化、コミ

ユニケーションの活発化、目標管理制度を活用した組織マネジメントの強化に取り組むとともに、職員の能力を最大限発揮できる職場環境づくりを進めます。

・新庁舎開庁による窓口サービスの充実

職員の経験年数等による行政サービスレベルの差について、各課のマニュアルを再確認し業務の標準化を図ります。

外国人来庁者への対応については、翻訳機の導入も含め、意思疎通が行いやすい方法を検討します。

接遇については、民間企業の優れたノウハウを取り入れ、お客様満足度の高いサービス提供を行います。

本庁舎においては、来庁者の増加や、繁忙期の混雑緩和について、番号案内システムの周知徹底を行い、担当課を迅速に案内する体制を整えると共に、柔軟な人員配置を検討します。

各庁舎の維持管理については、庁舎を使用する部署と協力し、庁舎管理担当課との協議のうえ安全対策を行います。

・危機管理体制の充実

防災体制を構築し、新たな体制を作り防災計画の修正を行っていきます。

また、東海地震の予測が不可能になったことから東海地震に関する計画についても今後見直しを行います。

ウ 電子市役所の推進

・マイナンバー制度を活用した利便性の向上と経費の削減

マイナンバーカードを利用した行政サービスが可能となった場合、対象手続きのシステムの改修及び新規システムの構築を行います。

・情報システムの再構築による事務の効率化と経費の削減

各情報システムの更新に際して、システム構成や委託業務とともに事務処理手順についても再考し、事務の効率化と経費の削減を進めます。

支払い事務の効率化を図るため、公共料金の支払い方法について一括処理できるように検討を進めます。

子どもの能力が伸びるように ICT をどのように使っていくか、現状と目標とを再確認しながら、指導方法の検討を行います。

- ・中学校の ICT 機器（タブレット）の導入・活用プランを作成、推進
- ・教員研修の継続
- ・ICT 支援員、サポートの継続

(3) 効果的で効率的な財政運営の実現

ア 財源の確保

・受益者負担の適正化

**【保育料等】**

国の示す軽減のみで十分か、また、高所得世帯に係る保育料は適切であるか検討を進めます。

引き続き未納者に対して、納付誓約を結ぶなどして未納保育料の徴収を進めます。

また、給食費の徴収事務については、保育園の事務負担を軽減するために、口座振替ができるよう関係課と連携して調整を進めます。

**【員弁老人福祉センター】**

市民活動団体を含め使用者全員から使用料を徴収し、受益者負担の適正化を図ります。

**【老人福祉センター】**

北勢福祉センターは、施設の統廃合により令和4年度までに解体を進めます。

ふじわらデイサービスセンター、ふじわら社会福祉センター及び高齢者福祉施設いこいの三施設は、現行の運用により受益者負担の適正化を図ります。

**【一般家庭ごみ】**

可燃ごみにおいては紙類が42%と多く含まれている。紙類は、生ごみのように腐敗する性格のものでなく一定の期間保管することが可能であり、これまでも資源化されてきたことから、より一層の分別と資源化が可能であることから、市民のごみ減量や適切な分別を徹底し、公費負担の軽減による受益者負担の維持を行います。

**【斎場】**

近隣の市町と比較し4倍程度の受益者負担であることから、現在の斎場を運営しながら、新火葬場建設に向けて検討を進めるとともに、公費負担と受益者負担のバランスについても検討を進めます。

**【青川峡キャンプパーク、阿下喜温泉、農業公園】**

今後も、効率的な運営、施設更新をすべく指定管理者制度における運営管理を進めます。

**【夢かなえ荘】**

現状の施設使用料は妥当であるが、今後施設維持管理費がかさむ場合は、条例の改定により施設使用料の増額を検討します。

**【林道、農道整備負担金等】**

受益者が特定の市民であることから受益者負担は必要であるが、財源確



保のための負担割合の引き上げは難しく、国補助事業等を活用した施設整備を検討し、受益者負担の適正化と市の負担軽減を行います。

**【放課後児童クラブ】**

国の「子ども子育て支援交付金」及び市独自の補助金とを有効活用し、放課後児童クラブ利用者の受益者負担の適正化を支援する。

**【体育施設、文化施設使用料】**

今後、維持管理経費等が増加して公費負担が長期にわたり悪化する場合は、施設使用料の見直しを行います。

**【国民健康保険】**

平成30年度に国民健康保険は県広域化されるなど、新たな社会保障体制に移行しました。一般的に生活費に占める保険料（医療、介護、公的年金など）の割合が年々上昇傾向にあり、今後も同様に動きが予想されることから、県や関係市町と連携し、国動向を注視しつつ、適正な賦課徴収を行います。

**【水道使用料】**

平成30年度に策定した新水道ビジョンと経営戦略を基に適正な投資を行いつつ、収支のバランスを考えた経営を進めます。

**【下水道使用料】**

長期的な視野に立って公費負担と受益者負担のバランスを考え、実態に合った経営戦略（長期計画）の策定を進めます。

・ 公有財産の売却等の推進

施設の統廃合で不要となった施設等や活用されていない財産については積極的に一般競争入札等により売却等を進めます。

・ 企業誘致の推進

国・県道、市道の整備により工業団地へのアクセス道路として計画ができることから、令和2年度以降は、工業団地の適地調査を踏まえて5年以内に工業団地を造成します。

イ 財源の効率的な活用

・ 補助金等の見直し

第1次行政改革大綱と同様に補助金等については、その役割、必要性、費用対効果等について再検討し、整理合理化を推進するとともに、新たな補助金等を制度化する場合は、目的の明確化、交付基準の適正化及び交付の終期を設けるなどの措置を講ずることによって、補助金総額を抑制します。

・ 新庁舎開庁に伴う公共施設の適正配置の推進

公共施設等総合管理計画に基づき個別施設計画を作成し、更新・統合・長寿命化などを推進します。

#### ウ 財政運営の適正化

- ・ 決算分析と他市町比較による無駄の排除

決算分析と他市町比較を行うことで、財政構造や財源配分の課題を把握し、歳出予算を削減します。

- ・ 資産台帳の整備

担当課が作成した個別施設計画により、施設毎の老朽化度を分析することで、将来経費を明らかにします。

- ・ 行政コストの把握と公表

施策毎の行政コストを分析し、費用対効果や受益者の負担を明らかにします。

#### 4 第4期集中改革プラン 重点取組事項

##### (1) 行政改革推進本部の取組

第2次行政改革大綱に基づき第4期次集中改革プランの実施計画の策定及び進捗管理を行う。

##### (2) 職員定員管理の適正化

民間委託・民営化の推進、事務事業の統廃合、市民協働の推進、会計年度任用職員・派遣職員の有効活用、早期退職者の募集、再任用職員の活用及び職員の業務遂行能力の向上を図り職員数の抑制を行うとともに、会計年度任用職員を含めた職員数の適正管理を実施する。

##### (3) 補助金等の見直し

補助金等について、その役割、必要性及び費用対効果等について再検討し、整理合理化を推進するとともに、新たな補助金等を制度化する場合は、目的の明確化、交付基準の適正化及び交付の終期を設けるなどの措置を講ずることによって、補助金総額を抑制します。

##### (4) 公共施設の適正配置の推進

公共施設等総合管理計画に基づき個別施設計画を作成し、更新・統合・長寿命化などを推進します。

##### (5) 決算分析と他市町比較による無駄の排除

決算分析と他市町比較を行うことで、財政構造や財源配分の課題を把握し、歳出予算を削減します。

## 第3期集中改革プラン検証表 個票

## 1 パートナーシップのまちづくり

### (1) 多様な市民参加の推進

#### (ア) 自治会の組織強化支援

パートナーシップのまちづくりを目指すには、自治会を基盤とした多様な市民参加が欠かせません。自治会加入率が低下することは、組織の弱体化につながります。高齢化社会が進む中、火事や自然災害などいざと言う時に最も頼りになるのは、遠い親戚よりもご近所のつながりです。普段の付き合いの大切さをPRする「自治会加入促進広報」を作成し、自治会組織強化の支援を図ります。

また、自治会設立時の準備などをサポートする自治会推進コーディネーターの育成についても検討を行います。

#### 【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

窓口において転入者や未加入者に対して自治会加入促進資料を配付し自治会加入を案内していたが、個々の生活スタイルの多様化により自治会加入率が減少傾向です。

さらに役員のなり手不足など、自治会内部で抱える問題もあり、解決すべき課題は多い。

#### 【今後の課題】

高齢世帯の増加により、地域のつながりがますます重要となるため、地域コミュニティの基盤である自治会の加入促進は継続すべきであると考えています。

#### 【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

災害など、いざと言う時に最も頼りになるのは、遠い親戚よりもご近所のつながりです。普段の付き合いの大切さをPRする「自治会加入促進広報」を作成し、自治会組織強化の支援を図ります。

1 パートナーシップのまちづくり

(1) 多様な市民参加の推進

(イ) 市民活動の充実

市民活動センターの運営を市が主体となって行っていますが、行政は、公平性や前例に捉われがちで、フットワークの軽さや前例のない創造的な事業の展開が不得意です。そのような行政の不得意分野を補完し、「自主性」、「個別性」、「迅速性」といった民間の特性を活かした柔軟なサービス提供を担っていくために、市民活動センターを運営するNPO法人設立の支援を行います。

法人化された中間団体に市民活動事業を委託することで、『みんなのためになる仕事を、責任をもって自分たちでやろう!』という、市民の自主的な動きを活性化し、様々な公共分野における多様な市民参加を推進します。

**【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】**

いなべ市民クラブに市民活動事業を委託し、次のとおり多様な市民参加を推進する事業を行いました。

市民活動団体の活動のPRや団体同士の交流を目的に、「スマイルフェスタ」（毎年）や「NPOカフェ」（毎月）を開催しました。また、活動の支援のため、助成金講座、スマホ講座などの講習会、研修会で実施しました。

「活センニュース」や「市民活動センターだより」、ホームページで情報発信を行いました。

**【今後の課題】**

活動の幅や内容が広がるような交流会、団体に有益な講演会、研修会の実施。効果的な情報発信。

**【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】**

引き続き、市民活動の充実のため各種交流会、講習会、研修会、情報発信を行います。

1 パートナーシップのまちづくり

(1) 多様な市民参加の推進

(ウ) 民間のコーディネーターを活用した市民参画の推進

現在進めている阿下喜商店街活性化事業のような古い歴史的な街並みの再生といった核になる事業の強みを見極めながら、中長期的なビジョンに基づいた統一性のある商店街などの活性化事業を市民の参画を得ながら推進します。

推進に当たっては、故郷に誇りと愛着を持つ市民自らが住み続けたいまちをつくるために全国的に活躍している民間コーディネーターの活用を支援します。

【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

民間コーディネーターにより、阿下喜地区の活性化について懇談の場を設け、市民に助言、イベント等を実施した。また、地域おこし協力隊制度を活用し、文化施設を活用した活性化事業や、当該地区内における事業継承問題解決に取り組んだ。

【今後の課題】

阿下喜地区の活性化の手法を持続・継続性を鑑みつつ地域おこし協力隊だけでなく、既存の団体等の活用も視野に入れた検討が必要である。

【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

商店街などの活性化事業に、文化財施設の活用、外部人材及び団体等の活用について検討を進めます。

1 パートナーシップのまちづくり

(2) パートナーシップを進める広聴・広報活動の充実

(ア) コミュニティFMを活用した広報活動の充実

地域相互の情報を共有し、地域に密着したオリジナリティあふれる番組を放送することで、地域の活性化と市民生活の向上を図り、いなべ市という魅力的な地域の更なる発展を目指します。

また、東日本大震災で被災地にあるコミュニティFM局や臨時災害FM局が活躍して被災者等への確かな情報を提供できたことを受けて、当市においても不測の災害対策としてFM電波を利用した緊急情報システムを構築します。

【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

コミュニティFMを通じて、いなべ市の市政情報やさまざまな行事情報を発信し、災害時においても、通常放送から災害情報に切り替え、放送内で停電情報や通行止情報を発信しています。

【今後の課題】

災害時における住民への情報発信は重要であり、特に大規模災害時には、避難所情報、医療機関情報、ライフラインの復旧情報等命に直結した情報の他にも生活に関する情報は被災者支援に関する情報も発信していく必要があります。

【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

地域密着型のコミュニティFMとして、各部局よりさまざまな市政情報や行事情報を発信していきます。

南海トラフ地震発生が危惧されているなか、細やかな災害情報発信に努めていくとともに、緊急情報システムを活用し、的確で迅速な避難警報の発令に活用します。

1 パートナーシップのまちづくり

(2) パートナーシップを進める広聴・広報活動の充実

(イ) いなべ市政策意見公募（パブリックコメント）制度の積極的な活用

行政運営の透明性の向上と市民の市政への参加機会の拡充を図るため、パブリックコメント制度を活用し、計画の段階から可能な限り市民の参加を求めます。

周知方法については、市ホームページや窓口閲覧のほか、広報誌への掲載や報道機関への資料提供など幅広い広報に努めるとともに、概要書やポンチ絵などを添付するなど、公表案をわかりやすい形で解説する資料等の活用も進めます。

**【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】**

平成27年度から平成31年度（9月末現在）で、17件のパブリックコメントを実施し、44件の意見が提出されました。

**【今後の課題】**

計画、方針の策定時にパブリックコメント制度を活用しない場合があります。活用した場合も、広報誌掲載、報道機関などへの情報提供をしない場合があります。また、概要書など市民にわかりやすい形の資料の添付が少ないです。

**【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】**

パブリックコメント制度の活用を推進を行います。  
パブリックコメント実施時の情報発信、資料作成について担当課と調整し進めます。



1 パートナーシップのまちづくり

(3) シティー・プロモーションの推進

(ア) 広報戦略基本方針に基づく広報体制の確立

地域の魅力を喚起する「シティー・プロモーション」を通して、いなべの知名度やイメージを向上させるとともに、郷土への愛着や誇りの醸成を図ります。

「広報戦略基本方針」を策定し、職員が情報発信を常に意識できるような体制をつくれます。既存の媒体だけでなく、各メディアを効果的に利用した情報発信力の強化にも取り組めます。

【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

平成30年2月にいなべ市の広報に関するアンケート調査を実施。調査結果を反映し、平成31年3月に「いなべ市広報戦略基本方針」を策定しました。

平成31年度は、方針に基づき職員の情報発信力の向上を目指し、新聞記者を講師に迎え研修を実施します（11月、広報部員と希望者が参加）。なお、方針の成果指標は年度内に作成予定です。

【今後の課題】

いなべ市広報戦略基本方針に定めた「いなべ市広報のめざす姿」の達成。

【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

引き続きいなべ市広報戦略基本方針に沿って、職員の情報発信力を向上させる取り組みを進めます。

1 パートナーシップのまちづくり

(3) シティー・プロモーションの推進

(イ) いなべブランドを通じた戦略的な市の売り込み

高品質の行政サービスである「いなべブランド事業」や、産品、自然などの魅力ある地域資源を「いなべブランド」として、企業、関連団体、担い手などさまざまな主体との連携により「いなべブランド」の効果的なPRに取り組みます。

また、三重テラスへの継続的な出店、モンベルのホームページや有名アウトドア雑誌への掲載などあらゆるチャンネルを活用し、「いなべ」の三文字が広く認知されるように、「いなべブランド」の取り組みを進めていきます。

【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

いなべブランド事業について、平成26年度の26事業から、見直しと新規事業の登録を進め、廃止5事業、新規3事業のブラッシュアップを行い、令和元年度（平成31年度）には24事業として、いなべブランドの品質の向上を図りました。

また、平成29年度には、市民の満足度の向上、市内外のいなべ市に対するイメージの向上を図り、「住みたいまち・住み続けたいまち（信頼と絆）」、「挑戦する人が集う元気あふれるまち（元気・活力）」を実現するため、いなべブランド冊子のリニューアルを行うとともに、平成30年度からは、SDGsの視点を取り入れ、各事業に17のターゲットを位置付けました。

さらに、平成27年度から、人口減少社会の中で、選ばれるまちであり続けるために、いなべの豊かな自然、里山、農産物等の地域特有の資源（グリーン）を発掘し、都会的なものに磨き上げる感性（ローカルセンス）と融合させ、都会の人々を魅了するモノ・コト・トキまで高めていく一連の創造活動である「グリーンクリエイティブいなべ」を推進するため、愛知県を中心に地域の生産者や令和元年5月にオープンした“にぎわいの森”出店者と連携したワークショップや物販等を行うとともに、関係人口創出に向けた「いなべサポ制度」のブラッシュアップを行い、新たにLINE@の運用を始めるなど、地域の魅力を訴求するプロモーション活動を進めました。

【今後の課題】

都会の人々を魅了するモノ・コト・トキまで高めていく一連の創造活動である「グリーンクリエイティブいなべ」を推進し、更なる“いなべブランド”の効果的なPRを進める必要があります。

【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

グリーンクリエイティブいなべを推進し、いなべブランドを創造します。

## 2. 簡素で効率的な行政システムの構築

### (1) 総合的・計画的な行政の推進

#### (ア) 総合計画に基づいた計画的な行政運営の推進

平成23年の地方自治法の改正により、基本構想について議会の議決を経て定めることの義務はなくなりましたが、総合的かつ長期的な計画に基づく行政運営が必要であるため、平成26年3月議会で新たにいなべ市総合計画条例を制定しました。

第1次いなべ市総合計画いきいきプランの策定から10年が経過することから、平成28年度を初年度とする新たな第2次いなべ市総合計画（平成28年度～平成37年度）の策定を平成26年度から2か年をかけて行います。

総合計画は、まちづくりの長期的な展望を示し、魅力あるまちの将来像を描くもので、市民のみなさんとともにまちづくりの推進を行うための計画として策定していきます。

#### 【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

平成27年度に平成28年度を初年度とする10年間計画（平成28年度から令和7年度まで）の第2次いなべ市総合計画（基本構想10年、第1期基本計画5年）を策定し、当該計画に基づく計画的な行政の運営を図りました。

また、平成29年度に計画と予算が連動した新財務会計システムを導入し、計画に基づく計画的な行政運営の更なる推進を行いました。

#### 【今後の課題】

令和3年度から始まる第2次いなべ市総合計画第2期基本計画（令和3年度から令和7年度まで）を策定し、計画に基づいた計画的な行政運営を推進する必要があります。

#### 【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

第2次いなべ市総合計画に基づく計画的な行政運営を推進するとともに、令和6年度から、いなべ市総合計画条例の規定に基づき第3次いなべ市総合計画策定に向けた10年間の評価・検証を進めます。

## 2. 簡素で効率的な行政システムの構築

### (1) 総合的・計画的な行政の推進

#### (イ) 行政評価を通じた対話の促進と活発な事務改善の推進

厳しい財政状況の中、限られた経営資源（人・物・金）を効果的・効率的に配分するため、事務事業評価と施策評価の定着化を図ります。

総合計画策定時に達成すべき目標を定め、事業の有効性、効率性などについて評価を行い、その検証結果を市民に公表し、その結果を今後の事業に反映させることで総合計画の着実な推進を行います。

また、評価表作成段階での組織内の対話を促進し、活発な改善活動を行います。

#### 【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

第2次いなべ市総合計画に基づく各施策及び事務事業の進捗管理（施策評価、事務事業評価）を行い、その成果などを市民に明らかにすることで、市の説明責任を果たし、行政の透明性を図りました。

また、行政評価（施策評価・事務事業評価）の定着化と深化を図るため、公認会計士によるヘルプデスクや研修会を開催しました。

更に総合計画や行政改革大綱に基づく組織目標の設定から個人の目標設定につなげ、組織内の対話を促進し、活発な改善活動を進めました。

#### 【今後の課題】

総合計画に基づく行政評価を継続的に実施し、事業の有効性、効率性などを明らかにすることで行政活動を明確化し、市民への説明責任を果たし、行政の透明性を図る必要があります。

#### 【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

厳しい財政状況の中、限られた経営資源（人・物・金）を効果的・効率的に配分するため、施策評価と事務事業評価の更なる定着化を図ります。

また、総合計画の成果指標（目標）により、事業の有効性、効率性などについて評価・検証を行い、その検証結果を市民に公表するとともに、PDS サイクルにより組織内の対話を促進し、活発な改善活動を行います。

## 2. 簡素で効率的な行政システムの構築

### (1) 総合的・計画的な行政の推進

#### (ウ) 目標管理による計画的・効率的な業務の推進

目標管理制度を活用して計画的・効率的な業務を推進します。総合計画、集中改革プラン、重要施策など組織の基本課題を共有化・目標化し、組織目標に沿って設定した個人目標の取組から組織目標の実現を図ります。また、目標の設定内容、達成の結果について検証を行い、更なる目標の達成に向けたP-D-Sサイクルを展開します。

#### 【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

目標管理制度を活用して、組織の基本使命や組織目標、また目標設定のプロセスを共有化することにより、組織全体の方向性を明確にし、組織目標に対する認識を深め、組織のマネジメント体質の強化を図りました。また、目標管理手法を用いた業績評価を徹底し、単に目標の達成度を検証するのではなく、設定した目標を重視する体制を整備し、組織目標の計画的な実現を図りました。

#### 【今後の課題】

目標や達成の結果に対する検証過程において、客観的な検証が徹底されず、組織によっては適正な検証が行われないことで職員の職務意欲の高揚が妨げられるため、組織間の目標管理体制に差異が生じないように、検証方法の見直しが必要です。

#### 【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

目標管理制度を見直し、計画的・効率的な業務を推進します。

組織課題と個人目標の取組を全庁レベルで共有化し、客観的な行動事実や結果を記録・分析することで、組織間の連携と人材育成の強化を図ります。

また、目標の設定と達成時の各調整会議で制度見直しを共有化・明確化することで、組織間における目標管理体制の平準化を進めます。

## 2. 簡素で効率的な行政システムの構築

### (2) 組織体制の充実

#### (ア) 法令遵守による行政執行の徹底

適正な事務執行が求められる行政においては、法令遵守は大前提です。研修等により職員に法令遵守を意識づけて不正・不当な行政事務を排除するとともに、組織運営の適正化により行政危機の回避に努め、公正な市民サービスの提供により市民の信頼を確保します。

万が一、事故が発生した場合には、事実確認と原因究明、適正な事後の対応と公表を速やかに行い、一刻も早い信頼の回復に努めます。

#### 【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

- ・法制執務研修を開催し、例規等の制定改廃を適正に実施しました。
- ・新規採用職員、経験者を対象とした文書作成研修、職位別のコンプライアンス研修（職員課へ依頼）を実施しました。
- ・行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、毎年、行政手続に係る審査基準等の見直しを行いました。
- ・個人情報を適切に取り扱うため、毎年、個人情報取扱事務の確認を行いました。
- ・公文書を適切に管理するため、ファイリングシステムに関する研修及び内部監査を行いました。また、平成29年度に文書データを一元管理するシステムを導入しました。

#### 【今後の課題】

- ・引き続き法令遵守による行政執行を図っていく必要があります。
- ・保存文書のうちファイリングシステム導入前の文書（保存区分が永年であるもの）を整理し、適切に管理していく必要があります。

#### 【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

- ・引き続き法令遵守による行政執行を図ります。
- ・保存文書のうちファイリングシステム導入前の文書（保存区分が永年であるもの）を整理し、保存期間を適切に見直した上で、新庁舎の書庫へ移し替えます。

## 2. 簡素で効率的な行政システムの構築

### (2) 組織体制の充実

#### (イ) 定員管理の適正化

民間委託・民営化の推進、事務事業の統廃合、市民協働の推進、非常勤職員・派遣職員の有効活用、早期退職者の募集、再任用職員の活用、職員の業務遂行能力の向上により職員数の抑制を図るとともに、新しい行政需要に対応した適切な職員配置を行い非常勤職員を含めた職員数の適正な管理に努めます。

新規職員の採用では、優秀な人材を確保し、長期的な世代間の平準化を見据えた計画的採用を行います。

定員適正化の推進に当たっては、数値目標を明らかにした定員適正化計画を策定していきます。

#### 【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

再任用制度を活用する職員が増加したことが、職員数の推移に大きく影響し、目標値を達成することができなかった。しかし、年々複雑かつ広範囲になる行政需要に対応するためには、再任用職員も含めた職員配置を行わざるを得ない状況であった。

#### 【今後の課題】

今後の行政需要の変化に対応した定員管理及び職員配置を行う必要があります。

#### 【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

民間委託・民営化の推進、事務事業の統廃合、市民協働の推進、会計年度任用職員・派遣職員の有効活用、早期退職者の募集、再任用職員の活用、職員の業務遂行能力の向上により職員数の抑制を図るとともに、新しい行政需要に対応した適切な職員配置を行い、会計年度任用職員を含めた職員数の適正な管理を行います。

新規職員の採用では、優秀な人材を確保し、長期的な世代間の平準化を見据えた計画的採用を行います。

定員適正化の推進に当たっては、数値目標を明らかにした定員適正化計画を策定していきます。

## 2. 簡素で効率的な行政システムの構築

### (2) 組織体制の充実

#### (ウ) 職員力・組織力の向上

職員それぞれの能力開発、意識改革を図る研修の充実、職場内の人材育成の推進により「職員力」の向上を図ります。また、「組織力」の向上を図るため、組織内の役割と責任の明確化、コミュニケーションの活発化、目標管理制度を活用した組織マネジメントの強化に取り組むとともに、職員の能力を最大限発揮できる職場環境づくりに努めます。

#### 【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

職員の能力開発を行うため、外部研修（NOMA、アカデミー等）への積極的な参加を促し、全職員が参加する人権研修を行うことで職員の人権意識の向上に努めた。人材育成については、メンター制度、OJT制度を運用することで新規採用職員の資質向上を図った。また目標管理を柱とする人事管理制度への取組を推進することで、マネジメントが行き届いた、職員の能力が発揮できる職場環境づくりに努めている。

#### 【今後の課題】

職員の資質向上につながる研修をより積極的にすすめ、「職員力」の向上を図り、同時に「組織力」の向上も図っていききたい。

#### 【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

職員それぞれの能力開発、意識改革を図る研修の充実、職場内の人材育成の推進により「職員力」の向上を図ります。

また、「組織力」の向上を図るため、組織内の役割と責任の明確化、コミュニケーションの活発化、目標管理制度を活用した組織マネジメントの強化に取り組むとともに、職員の能力を最大限発揮できる職場環境づくりを進めます。



## 2. 簡素で効率的な行政システムの構築

### (2) 組織体制の充実

#### (エ) 新庁舎建設による窓口サービスの充実

新庁舎の建設により、今まで4庁舎に分かれていた市の行政組織を一施設に集中し、市民は様々な用務を1箇所で済ませることができるようになります。市民の利便性を考慮し、新庁舎にもワンストップで住民サービスが提供できる総合窓口課を継続して設置します。

また、新庁舎が設置される地区以外に、住民の相談窓口として支所を設けます。

職員は、各種研修会に積極的に参加し、自己能力を高め、市民目線に立った行政サービスが提供できる能力を育み、サービスの向上に努めます。

世間の接遇に対するレベルが高くなっています。民間企業の優れた接遇を取り入れていけるようにハード面の整備と併せて接遇の向上といったソフト面でのサービス向上も行っていきます。

#### 【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

新庁舎にはほぼすべての部署が揃ったことにより、複数の用件があるお客様でも、各担当者と直接お話いただけるようになり、専門的なお問い合わせにも迅速な対応が可能となりました。

また、員弁庁舎、大安庁舎及び藤原庁舎には、総合窓口課を引き続き設置し、各種行政手続きができる体制を整えています。

接遇に関しては、接遇向上委員会が示す接遇チェックリストに基づいて、定期的に確認を行うなど、日々向上に努めています。

#### 【今後の課題】

新庁舎での住民票等の証明発行件数は、北勢庁舎での件数と比較して前年同期比165パーセントとなっており、今後も増加が予想されます。

新庁舎開庁と同時に、窓口での番号案内システムを導入し、来庁者の待ち時間短縮等の市民サービスの向上が図られました。これにより、業務の進捗状況が把握可能となり、今後はさらに効率のよいサービスの提供が求められます。

各庁舎においては、新庁舎完成後も、身近な場所での高水準なワンストップサービスの需要は高いと考えます。しかしながら、施設の老朽化が進んでおり、来庁者と勤務職員の安全面の不安や、維持管理上の課題があります。

また、人事異動の影響を大きく受けることなく、非常勤職員への高い依存度を緩和し、安定したサービスレベルを維持するための解決策を見出す必要があります。

外国人の来庁者も増加しており、お客様の要望を短時間で的確に捉えて対応する必要性も高まっています。

**【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】**

職員の経験年数等による行政サービスレベルの差について、各課のマニュアルを再確認し業務の標準化を図ります。

外国人来庁者への対応については、翻訳機の導入も含め、意思疎通が行いやすい方法を検討します。

接遇については、民間企業の優れたノウハウを取り入れ、お客様満足度の高いサービス提供を行います。

新庁舎においては、来庁者の増加や、繁忙期の混雑緩和について、番号案内システムの周知徹底を行い、担当課を迅速に案内する体制を整えると共に、柔軟な人員配置を検討します。

各庁舎の維持管理については、庁舎を使用する部署と協力し、庁舎管理担当課との協議のうえ安全対策を行います。

## 2. 簡素で効率的な行政システムの構築

### (2) 組織体制の充実

#### (オ) 危機管理体制の充実

地震や台風などの自然災害のみならず、爆発や列車脱線などの大規模事故あるいは感染症による重篤な健康被害など市民生活に影響を及ぼす緊急事態の発生が想定されます。

このようなことから、「いなべ市地域防災計画」や「新型インフルエンザ行動計画」などを基本として、マニュアルの整備を計画的に進めることで危機管理体制の充実を図ります。

#### 【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

平成28年に3月にいなべ市地域防災計画の大規模修正をおこない、防災計画を刷新しました。また、毎年一部修正をおこなっています。

#### 【今後の課題】

新庁舎に建設に伴う災害対応が新しく構築する必要があることから、新庁舎体制を見直し、防災計画の修正を行う必要があります。

#### 【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

防災体制を構築し、新たな体制を作り防災計画の修正を行っていきます。

また、東海地震の予測が不可能になったことから東海地震に関する計画についても今後見直しを行います。

## 2. 簡素で効率的な行政システムの構築

### (3) 電子市役所の推進

#### (ア) マイナンバー制度を活用した利便性の向上と経費の削減

平成28年度から本格的な運用が始まる社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入により、各分野における行政事務の効率化と、より公正かつ公平な市民サービスの提供を実現します。

制度の導入にあたっては、市民側のメリットという視点での検討も行っていきます。

#### 【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

マイナンバー制度に対応するため、既存システムの改修及び新システムの導入を実施しました。

#### 【今後の課題】

マイナンバーカードを利用した行政サービスが可能となった場合、対象手続きのシステム検討が必要となる。

#### 【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

マイナンバーカードを利用した行政サービスが可能となった場合、対象手続きのシステムの改修及び新規システムの構築を行います。

2. 簡素で効率的な行政システムの構築

(3) 電子市役所の推進

(イ) 情報システムの再構築による事務の効率化と経費の削減

各情報システムの更新に際して、システム構成や委託業務とともに事務処理手順についても再考し、事務の効率化と経費の削減に努めます。

**【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】**

OCR読取作業を指定金融機関へ委託するため、納付書消込用データの仕様、納入済通知書の受渡方法、日計処理連携など協議を進め、令和2年1月から運用を開始します。

**【今後の課題】**

支払い事務の効率化を図るため、公共料金の支払い方法について検討する必要がある。

**【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】**

支払い事務の効率化を図るため、公共料金の支払い方法について一括処理できるように検討を進めます。

## 2. 簡素で効率的な行政システムの構築

### (3) 電子市役所の推進

#### (イ) 情報システムの再構築による事務の効率化と経費の削減

各情報システムの更新に際して、システム構成や委託業務とともに事務処理手順についても再考し、事務の効率化と経費の削減に努めます。

#### 【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

##### ●中学校のPC教室の整備

●小学校に電子黒板、タブレットが整備されたことで、視覚的に分かりやすい授業、個別学習・学び合いの充実、教員の教材準備時間の軽減につながっている。

○写真や動画、プリント資料などを電子黒板に映しての効果的な視覚支援、共有しやすい機能等を活用し、児童の興味関心を引き出し、分かりやすい授業づくりに活用している。

また、学習意欲・集中力を高める手段として活用している。

○表現するためのツール、思考ツールとして活用し、子どもたちが自分の考えを表現する機会を増やすことができた。

○デジタルドリル教材により児童生徒の能力に応じた学習を自主的に進めることができた。

○ICT機器の操作支援として、ICT支援員を配置し、授業支援、ICT研修会を行った。

○デジタル教科書（算数）など教材準備の幅が広がり、教材によっては準備が容易になった。

○Classi Lab（教材・事例共有サイト）を活用し、ICT活用事例の共有を行った。

○ICT機器等の導入時に、校務用PC・電子黒板・タブレットで教材等データを共有するサーバーを設置し、外部端末でのデータの持ち運びの手間を削減した。

●校務支援システムの導入により、出席簿、通知表、指導要録等が市内で統一され、異動をしても作成方法が変わらないため、教師の負担軽減となった。また、セキュリティの面からも安全性が高まった。

#### 【今後の課題】

- ・教員のICT活用スキルを身につける研修の継続。
- ・ICT支援員不在時にも機器のトラブルに対応できる体制づくり。
- ・ICT支援員の継続。
- ・中学校のICT機器（タブレット）の導入と活用。

機器の故障や不具合に臨機応変に対応できるだけの知識や経験がなく、今後も継続的な支援と研修が必要となる。

**【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】**

- ・ 中学校の I C T 機器（タブレット）の導入・活用プランを作成し、推進する。
- ・ 教員研修の継続
- ・ ICT 支援員、サポートの継続

子どもの能力が伸びるように ICT をどのように使っていくか、現状と目標とを再確認しながら、指導方法を考えていく。

## 2. 簡素で効率的な行政システムの構築

### (3) 電子市役所の推進

#### (イ) 情報システムの再構築による事務の効率化と経費の削減

各情報システムの更新に際して、システム構成や委託業務とともに事務処理手順についても再考し、事務の効率化と経費の削減に努めます。

#### 【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

既存システム（財務会計システム）の更新時期に合わせ、事務処理手順の見直し及び事務の効率化を図りシステムの再構築を実施しました。

新規システム（ペーパーレス会議システム、大容量ファイル交換システム）の導入による、事務の効率化と経費の削減を図りました。

#### 【今後の課題】

新規システム導入の場合、費用対効果についても検討する。

既存システムの更新の場合、事務の見直しによる事務の効率化と経費の削減についても検討する。

#### 【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

各情報システムの更新に際して、システム構成や委託業務とともに事務処理手順についても再考し、事務の効率化と経費の削減を進めます。



### 3. 効果的で効率的な財政運営の実現

#### (1) 財源の確保

##### (ア) 受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）

受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに、次のような基準で見直しを行います。

- ① 受益者が不特定多数の市民で市民生活に必需的サービス  
→公費負担中心（例：道路、消防など）
- ② 受益者が特定の市民で市民生活に必需的なサービス  
→公費負担と受益者負担の組み合わせ（例：上水道、下水道、一般家庭ごみなど）
- ③ 受益者が不特定多数の市民であり、市民の側で選択可能なサービス  
→受益者負担と公費負担の組み合わせ（例：保育所、公営住宅など）
- ④ 受益者が特定の市民であり、市民の側で選択可能なサービス  
→受益者負担中心（例：社会体育施設利用、コミュニティセンター利用など）  
また、民間企業や近隣自治体の状況や行政コストの把握から明らかになった課題をもとに受益者負担の見直しを行います。

#### 【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

平成26年に下水道使用料の改定を行ったことから、第3期（平成27年度～31年度）には使用料体系の見直しは行わず、経営状況をより明確にするために特別会計から公営企業会計への転換を図ることを主に進めました。

#### 【今後の課題】

下水道事業は、公営企業に転換しても一般会計からの補助金（繰出金）に頼る経営であることに変わりはありません。現状の是非や適正な補助金と受益者負担のバランスを見極めていく必要があります。

#### 【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

長期的な視野に立って公費負担と受益者負担のバランスを考え、実態に合った経営戦略（長期計画）の策定を進めます。

### 3. 効果的で効率的な財政運営の実現

#### (1) 財源の確保

##### (ア) 受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）

受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに、次のような基準で見直しを行います。

- ① 受益者が不特定多数の市民で市民生活に必需的サービス  
→公費負担中心（例：道路、消防など）
- ② 受益者が特定の市民で市民生活に必需的なサービス  
→公費負担と受益者負担の組み合わせ（例：上水道、下水道、一般家庭ごみなど）
- ③ 受益者が不特定多数の市民であり、市民の側で選択可能なサービス  
→受益者負担と公費負担の組み合わせ（例：保育所、公営住宅など）
- ④ 受益者が特定の市民であり、市民の側で選択可能なサービス  
→受益者負担中心（例：社会体育施設利用、コミュニティセンター利用など）  
また、民間企業や近隣自治体の状況や行政コストの把握から明らかになった課題をもとに受益者負担の見直しを行います。

#### 【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

いなべ市の放課後児童クラブは、民設民営による運営を行った。市単独の補助金や国の交付金である「子ども子育て支援交付金」を活用し、受益者負担額の軽減を行った。

#### 【今後の課題】

放課後児童クラブ指導員が不足しているため、指導員の賃金を上げ、募集を行う必要がある。その結果、受益者への負担額が増額される可能性もある。

#### 【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

国の「子ども子育て支援交付金」及び市独自の補助金とを有効活用し、放課後児童クラブ利用者の受益者負担の適正化を支援する。

### 3. 効果的で効率的な財政運営の実現

#### (1) 財源の確保

##### (ア) 受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）

受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに、次のような基準で見直しを行います。

- ① 受益者が不特定多数の市民で市民生活に必需的サービス  
→公費負担中心（例：道路、消防など）
- ② 受益者が特定の市民で市民生活に必需的なサービス  
→公費負担と受益者負担の組み合わせ（例：上水道、下水道、一般家庭ごみなど）
- ③ 受益者が不特定多数の市民であり、市民の側で選択可能なサービス  
→受益者負担と公費負担の組み合わせ（例：保育所、公営住宅など）
- ④ 受益者が特定の市民であり、市民の側で選択可能なサービス  
→受益者負担中心（例：社会体育施設利用、コミュニティセンター利用など）  
また、民間企業や近隣自治体の状況や行政コストの把握から明らかになった課題をもとに受益者負担の見直しを行います。

#### 【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

一般家庭ごみ処理費の軽減を目的に、市の広報などで家庭から出るごみの減量に取り組んできた。H27年度で7,584t、H30年度は7,522t発生し、0.8%の減少に留まっている。可燃ごみのごみ質検査結果では紙類が約42%と多い傾向にあるため、紙類をリサイクル資源として活用するため分別を徹底しごみ減量化に取り組んでいる。

#### 【今後の課題】

ごみを分別し収集しているが、異物混入が増える傾向のものもあり分別の精度が維持できていないものもある。ごみの減量は、ごみの分別が大きく貢献するため、ごみの分別精度を維持あるいは高めていく必要がある。市民のごみ減量や分別への意識をいかに高めていくかが重要な課題である。

#### 【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

可燃ごみにおいては紙類が42%と多く含まれている。紙類は、生ごみのように腐敗する性格のものでなく一定の期間保管することも可能であり、従来より資源化されてきたものであるためより一層の分別と資源化が期待される。そのため、市民のごみ減量や適切な分別を徹底し一層の資源化により受益者負担の適正化を図る。

### 3. 効果的で効率的な財政運営の実現

#### (1) 財源の確保

##### (ア) 受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）

受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに、次のような基準で見直しを行います。

- ① 受益者が不特定多数の市民で市民生活に必需的サービス  
→公費負担中心（例：道路、消防など）
- ② 受益者が特定の市民で市民生活に必需的なサービス  
→公費負担と受益者負担の組み合わせ（例：上水道、下水道、一般家庭ごみなど）
- ③ 受益者が不特定多数の市民であり、市民の側で選択可能なサービス  
→受益者負担と公費負担の組み合わせ（例：保育所、公営住宅など）
- ④ 受益者が特定の市民であり、市民の側で選択可能なサービス  
→受益者負担中心（例：社会体育施設利用、コミュニティセンター利用など）  
また、民間企業や近隣自治体の状況や行政コストの把握から明らかになった課題をもとに受益者負担の見直しを行います。

#### 【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

北勢斎場使用料は、人体、動物その他を火葬するための受益者負担であり、歳入額は年度により異なる。歳出では、北勢斎場は1号炉が昭和53年から41年目、2号炉は平成3年から28年目と、炉の老朽化により修繕費が年々増加していることから、いなべ市は近隣市町の中でも4倍程度の受益者負担で運営している。

#### 【今後の課題】

北勢斎場の炉本体の老朽化による課題、ばい煙・臭気等の環境問題、駐車場不足、更には利用者らの施設需要に対する要望等の観点から、施設再整備が求められている。

#### 【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

近隣の市町と比較し4倍程度の受益者負担であることから、現在の斎場を運営しながら、新火葬場建設に向けて検討を進め、受益者負担の適正化を図ります。

### 3. 効果的で効率的な財政運営の実現

#### (1) 財源の確保

##### (ア) 受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）

受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに、次のような基準で見直しを行います。

- ① 受益者が不特定多数の市民で市民生活に必需的サービス  
→公費負担中心（例：道路、消防など）
- ② 受益者が特定の市民で市民生活に必需的なサービス  
→公費負担と受益者負担の組み合わせ（例：上水道、下水道、一般家庭ごみなど）
- ③ 受益者が不特定多数の市民であり、市民の側で選択可能なサービス  
→受益者負担と公費負担の組み合わせ（例：保育所、公営住宅など）
- ④ 受益者が特定の市民であり、市民の側で選択可能なサービス  
→受益者負担中心（例：社会体育施設利用、コミュニティセンター利用など）  
また、民間企業や近隣自治体の状況や行政コストの把握から明らかになった課題をもとに受益者負担の見直しを行います。

#### 【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

令和2年4月1日から、市民活動団体を含め使用者全員から使用料を徴収するため調整中です。料金設定は既存の文化施設のものを参考に、部屋の大きさに応じ決定します。この件を10月1日から老人福祉センター内で告知しています。

#### 【今後の課題】

料金徴収することで利用者が減少する可能性が考えられます。

#### 【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

市民活動団体を含め使用者全員から使用料を徴収し、受益者負担の適正化を図ります。

### 3. 効果的で効率的な財政運営の実現

#### (1) 財源の確保

##### (ア) 受益者負担の適正化 (行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり)

受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに、次のような基準で見直しを行います。

- ① 受益者が不特定多数の市民で市民生活に必需的サービス  
→公費負担中心 (例：道路、消防など)
- ② 受益者が特定の市民で市民生活に必需的なサービス  
→公費負担と受益者負担の組み合わせ (例：上水道、下水道、一般家庭ごみなど)
- ③ 受益者が不特定多数の市民であり、市民の側で選択可能なサービス  
→受益者負担と公費負担の組み合わせ (例：保育所、公営住宅など)
- ④ 受益者が特定の市民であり、市民の側で選択可能なサービス  
→受益者負担中心 (例：社会体育施設利用、コミュニティセンター利用など)  
また、民間企業や近隣自治体の状況や行政コストの把握から明らかになった課題をもとに受益者負担の見直しを行います。

#### 【第3期集中改革プランの取組 (達成) 状況】

公営住宅の毎月の家賃 (住宅使用料) は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、適正に算定し決定したうえで、負担していただきました。

#### 【今後の課題】

なし

#### 【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

なし

### 3. 効果的で効率的な財政運営の実現

#### (1) 財源の確保

##### (ア) 受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）

受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに、次のような基準で見直しを行います。

- ① 受益者が不特定多数の市民で市民生活に必需的サービス  
→公費負担中心（例：道路、消防など）
- ② 受益者が特定の市民で市民生活に必需的なサービス  
→公費負担と受益者負担の組み合わせ（例：上水道、下水道、一般家庭ごみなど）
- ③ 受益者が不特定多数の市民であり、市民の側で選択可能なサービス  
→受益者負担と公費負担の組み合わせ（例：保育所、公営住宅など）
- ④ 受益者が特定の市民であり、市民の側で選択可能なサービス  
→受益者負担中心（例：社会体育施設利用、コミュニティセンター利用など）  
また、民間企業や近隣自治体の状況や行政コストの把握から明らかになった課題をもとに受益者負担の見直しを行います。

#### 【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

いなべ市の農業振興並びに農業公園利用者との交流、地位住民の相互融和を図ることを目的とした施設であり、受益者は不特定多数の市民あり、市民側で選択可能なサービスである。施設維持については受益者負担と公費負担の組み合わせであり。現在受益者には0.5日使用で1,000円、1.0日使用で2,000円の使用料を徴収している。

#### 【今後の課題】

H.30年度の施設維持費用として光熱費588,161円、修繕費41,040円、維持管理費275,808円、計905,009円。これに対しての使用料収益は延べ2,682人の使用（使用回数290回）で270,000円となっている。

施設維持管理費用に対しての施設使用収益は約30%である。

H.29年度において施設維持費用は光熱費437,534円、修繕費24,840円、維持管理費131,584円、計593,958円。これに足して使用料収益は延べ2,872人の使用（使用回数259回）で226,000円。施設使用収益は約38%。

#### 【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

施設利用は延べ人数で年間、約3,000人程度。光熱費等施設維持管理は年間600,000円から900,000円の費用に対し、施設使用収益率は30%~40%となっています。現状での施設使用料は妥当と思われるが、今後施設維持管理費がかさむ場合は、条例【鼎活性化施設夢かなえ荘の設置及び管理に関する条例】の改定により施設使用料の増額を検討します。

### 3. 効果的で効率的な財政運営の実現

#### (1) 財源の確保

##### (ア) 受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）

受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに、次のような基準で見直しを行います。

- |  |
|--|
| <p>① 受益者が不特定多数の市民で市民生活に必需的サービス<br/>→公費負担中心（例：道路、消防など）</p> <p>② 受益者が特定の市民で市民生活に必需的なサービス<br/>→公費負担と受益者負担の組み合わせ（例：上水道、下水道、一般家庭ごみなど）</p> <p>③ 受益者が不特定多数の市民であり、市民の側で選択可能なサービス<br/>→受益者負担と公費負担の組み合わせ（例：保育所、公営住宅など）</p> <p>④ 受益者が特定の市民であり、市民の側で選択可能なサービス<br/>→受益者負担中心（例：社会体育施設利用、コミュニティセンター利用など）</p> <p>また、民間企業や近隣自治体の状況や行政コストの把握から明らかになった課題をもとに受益者負担の見直しを行います。</p> |
|--|

#### 【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

<p>各施設の維持管理運営について、指定管理者制度を活用し、各施設の運営管理に努めた。 阿下喜温泉においては、料金改正を実施し、青川峡キャンプパークにおいては増収につながるよう新施設を増設し、新規の利用者層の増加に努めた。</p>
---

#### 【今後の課題】

<p>開業から何年も経過しているため、経年劣化、老朽化もすすみ、施設の維持管理費の捻出や、効果的な運用管理。</p>
--

#### 【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

<p>今後も、効果的な運営、施設更新をすべく指定管理者制度における運営管理を進めます。</p>
---



### 3. 効果的で効率的な財政運営の実現

#### (1) 財源の確保

##### (ア) 受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）

受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに、次のような基準で見直しを行います。

- ① 受益者が不特定多数の市民で市民生活に必需的サービス  
→公費負担中心（例：道路、消防など）
- ② 受益者が特定の市民で市民生活に必需的なサービス  
→公費負担と受益者負担の組み合わせ（例：上水道、下水道、一般家庭ごみなど）
- ③ 受益者が不特定多数の市民であり、市民の側で選択可能なサービス  
→受益者負担と公費負担の組み合わせ（例：保育所、公営住宅など）
- ④ 受益者が特定の市民であり、市民の側で選択可能なサービス  
→受益者負担中心（例：社会体育施設利用、コミュニティセンター利用など）  
また、民間企業や近隣自治体の状況や行政コストの把握から明らかになった課題をもとに受益者負担の見直しを行います。

#### 【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

平成29年度、30年度の2か年で新水道ビジョンと経営戦略を策定し、令和10年度までの水道事業の方向を示しました。

#### 【今後の課題】

人口減少による収入減とは逆に施設の老朽化対策や耐震化対策など取り組むべき課題が山積しています。より効率的な事業経営を行うには取り組むべき課題の優先度と重要度に応じた取捨選択と経営体質の強化が重要な課題となります。

#### 【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

平成30年度に策定した新水道ビジョンと経営戦略を基に適正な投資を行いつつ、収支のバランスを考えた経営を進めます。

### 3. 効果的で効率的な財政運営の実現

#### (1) 財源の確保

##### (ア) 受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）

受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに、次のような基準で見直しを行います。

- ① 受益者が不特定多数の市民で市民生活に必需的サービス  
→公費負担中心（例：道路、消防など）
- ② 受益者が特定の市民で市民生活に必需的なサービス  
→公費負担と受益者負担の組み合わせ（例：上水道、下水道、一般家庭ごみなど）
- ③ 受益者が不特定多数の市民であり、市民の側で選択可能なサービス  
→受益者負担と公費負担の組み合わせ（例：保育所、公営住宅など）
- ④ 受益者が特定の市民であり、市民の側で選択可能なサービス  
→受益者負担中心（例：社会体育施設利用、コミュニティセンター利用など）  
また、民間企業や近隣自治体の状況や行政コストの把握から明らかになった課題をもとに受益者負担の見直しを行います。

#### 【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

いなべ市体育施設条例及びいなべ市文化施設条例に基づき施設を設置し、施設利用者から使用料を徴収している。

#### 【今後の課題】

施設の維持管理経費に加えて、老朽化した施設の修繕等の経費の増加が課題である。

#### 【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

今後、維持管理経費等が増加して施設使用収益率が長期にわたり悪化する場合には、施設使用料の見直しを行います。

### 3. 効果的で効率的な財政運営の実現

#### (1) 財源の確保

##### (ア) 受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）

受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに、次のような基準で見直しを行います。

- ① 受益者が不特定多数の市民で市民生活に必需的サービス  
→公費負担中心（例：道路、消防など）
- ② 受益者が特定の市民で市民生活に必需的なサービス  
→公費負担と受益者負担の組み合わせ（例：上水道、下水道、一般家庭ごみなど）
- ③ 受益者が不特定多数の市民であり、市民の側で選択可能なサービス  
→受益者負担と公費負担の組み合わせ（例：保育所、公営住宅など）
- ④ 受益者が特定の市民であり、市民の側で選択可能なサービス  
→受益者負担中心（例：社会体育施設利用、コミュニティセンター利用など）  
また、民間企業や近隣自治体の状況や行政コストの把握から明らかになった課題をもとに受益者負担の見直しを行います。

#### 【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

当課の所管の施設は、①北勢福祉センター、②員弁老人福祉センター、③ふじわらデイサービスセンター、④ふじわら社会福祉センター、⑤高齢者福祉施設いこい、⑥大安福祉センターです。（⑥大安福祉センターは、平成30年度廃止となりました。）

①北勢福祉センターは、いなべ市シルバー人材センター事務局が施設内に常駐し、管理運営を委託しています。同施設の利用者からの使用料を代理で受領している。

いなべ市老人福祉センター等設置及び管理に関する条例（以下、「同施設条例」）に基づき、使用料を徴収しています。

②員弁老人福祉センターは、平成29年度から広報秘書課の所管となり、NPO法人に管理運営を委託しており、同施設の利用者からの使用料を代理で受領しています。

③ふじわらデイサービスセンターは、いなべ市社会福祉協議会に貸し出ししており、年間60万円の賃借料収入があります。

④ふじわら社会福祉センターは、福祉事業に対して貸し出ししているため、放課後児童クラブ、四季の家に対しては使用料免除して貸し出ししています。

⑤高齢者福祉施設「いこい」では、施設1室を元気クラブいなべの事務所として貸し出しし、年間約35万円の賃借料収入があります。

⑥大安福祉センターは、平成30年度廃止となり、障害者用グループホームに転換されることが決定しています。（社会福祉課所管）

⑥の施設を除き、受益者負担の原則とは言え、いずれも福祉事業に使用されることから、一般市民の不特定者による使用料収入は、極めて少ない金額です。

#### 【今後の課題】

使用料は、受益者負担の原則に基づき施設ごとに条例で制定されているところですが、合併時に最も料金が低い町の使用料金に設定し、据え置かれていることから 15 年以上見直しが行われておりません。建物が老朽化していくなかで現行料金の見直しの結果、料金が値上げとなった場合に理解が得られるか、市民感情として受け入れ難いものがあると思料されます。大規模改修、新築時、あるいは大きな経済的変動により利用料金の見直しが必要な場合以外は、現行のままとすることが妥当であると判断するところです。

また、運営管理かかる経費の節減を追求しても、建物は経年劣化するため、保守費用、修繕費用は、発生します。かかる経費を予算化せずに建物を存続させれば老朽化は加速し、短い期間で使用できなくなると予測されます。

#### 【課題解決に向けて第 4 期集中改革プランで取り組む具体的事項】

北勢福祉センターは、施設の統廃合により令和 4 年度までに解体を進めます。

ふじわらデイサービスセンター、ふじわら社会福祉センター及び高齢者福祉施設いこいの三施設は、現行の運用により受益者負担の適正化を図ります。

### 3. 効果的で効率的な財政運営の実現

#### (1) 財源の確保

##### (ア) 受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）

受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに、次のような基準で見直しを行います。

- |   |
|---|
| <p>① 受益者が不特定多数の市民で市民生活に必需的サービス<br/>→公費負担中心（例：道路、消防など）</p> <p>② 受益者が特定の市民で市民生活に必需的なサービス<br/>→公費負担と受益者負担の組み合わせ（例：上水道、下水道、一般家庭ごみなど）</p> <p>③ 受益者が不特定多数の市民であり、市民の側で選択可能なサービス<br/>→受益者負担と公費負担の組み合わせ（例：保育所、公営住宅など）</p> <p>④ 受益者が特定の市民であり、市民の側で選択可能なサービス<br/>→受益者負担中心（例：社会体育施設利用、コミュニティセンター利用など）<br/>また、民間企業や近隣自治体の状況や行政コストの把握から明らかになった課題をもとに受益者負担の見直しを行います。</p> |
|---|

#### 【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

<p>農業用施設等の基盤整備事業について、特定の受益者である施設の利用者から、市分担金徴収条例に基づき20%以内で分担金を徴収した。</p>
--

#### 【今後の課題】

<p>施設設置から30年以上経過している施設が多く、今後多くの施設改修が予測され市財政への大きな負担となることが考えられる。</p>
--

#### 【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

<p>受益者が特定の市民であることから受益者負担は必要であるが、財源確保のための負担割合の引き上げは難しく、国補助事業等を活用した施設整備を検討し、受益者負担の適正化と市の負担軽減を行います。</p>
--

### 3. 効果的で効率的な財政運営の実現

#### (1) 財源の確保

##### (ア) 受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）

受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに、次のような基準で見直しを行います。

- ① 受益者が不特定多数の市民で市民生活に必需的サービス  
→公費負担中心（例：道路、消防など）
- ② 受益者が特定の市民で市民生活に必需的なサービス  
→公費負担と受益者負担の組み合わせ（例：上水道、下水道、一般家庭ごみなど）
- ③ 受益者が不特定多数の市民であり、市民の側で選択可能なサービス  
→受益者負担と公費負担の組み合わせ（例：保育所、公営住宅など）
- ④ 受益者が特定の市民であり、市民の側で選択可能なサービス  
→受益者負担中心（例：社会体育施設利用、コミュニティセンター利用など）  
また、民間企業や近隣自治体の状況や行政コストの把握から明らかになった課題をもとに受益者負担の見直しを行います。

#### 【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

平成 27～31 年度の5年間、国の示す保育料基準額に従って保育料の軽減対象を拡充したが、それ以外は変更していない。

#### 【今後の課題】

低所得世帯に対する保育料の軽減に関しては国の基準に従い運用しているが、高所得世帯に対する保育料の基準額は周辺市町と比較して低い。

令和元年 10 月から始まった保育料無償化に伴い 3,4,5 歳児クラスの保育料は無償となったが、これまでの未納保育料の徴収・未満児の保育料の徴収事務は残る。また、給食費（副食費）の徴収を各園で行うようになり、事務手間が増えて保育に支障をきたす恐れがある。

#### 【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

国の示す軽減のみで十分か、また、高所得世帯に係る保育料は適切であるか検討を進めます。

引き続き未納者に対して、納付誓約を結ぶなどして未納保育料の徴収を進めます。

また、給食費の徴収事務については、保育園の事務負担を軽減するために、口座振替ができるよう関係課と連携して調整を進めます。

### 3. 効果的で効率的な財政運営の実現

#### (1) 財源の確保

##### (ア) 受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）

受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに、次のような基準で見直しを行います。

- ① 受益者が不特定多数の市民で市民生活に必需的サービス  
→公費負担中心（例：道路、消防など）
- ② 受益者が特定の市民で市民生活に必需的なサービス  
→公費負担と受益者負担の組み合わせ（例：上水道、下水道、一般家庭ごみなど）
- ③ 受益者が不特定多数の市民であり、市民の側で選択可能なサービス  
→受益者負担と公費負担の組み合わせ（例：保育所、公営住宅など）
- ④ 受益者が特定の市民であり、市民の側で選択可能なサービス  
→受益者負担中心（例：社会体育施設利用、コミュニティセンター利用など）  
また、民間企業や近隣自治体の状況や行政コストの把握から明らかになった課題をもとに受益者負担の見直しを行います。

#### 【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

国民健康保険は毎年度、必要な医療費から保険料率を算出し適正賦課徴収に努めています。加えて、令和2年度より国保税に移行し、更なる適正賦課徴収を推進します。  
後期高齢者医療は毎年度、三重県後期高齢者医療広域連合が定めた保険料率に基づき適正賦課徴収を実施しています。

#### 【今後の課題】

全国的に高齢化による社会保障費の上昇が懸念され、社会保障費の抑制が国政レベルで議論されています。令和元年10月の消費税増税の主眼は「消費税の社会保障費への充当」であることから、受益者負担の是々非々から別次元の社会問題へ進展しつつあります。  
令和元年6月に金融庁が発表した公的年金の限界（所謂老後2000万円問題）により、将来への社会不安が増徴しています。

#### 【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

平成30年度に国民健康保険は県広域化されるなど、新たな社会保障体制に移行しました。一般的に生活費に占める保険料（医療、介護、公的年金など）の割合が年々上昇傾向にあり、今後も同様に動きが予想されることから、県や関係市町と連携し、国動向を注視しつつ、適正な賦課徴収を行います。

3. 効果的で効率的な財政運営の実現

(1) 財源の確保

(イ) 公有財産の売却等の推進

施設の統廃合で不要となった施設や活用されていない財産については積極的に売却等を検討します。

【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

平成27年度 7,212千円（内訳、土地入札0件 随契1件7,212千円）

平成28年度 1,601千円

（内訳、土地入札0件 随契0件 車両2台1,601千円）

平成29年度 58,947千円

（内訳、土地入札2件 48,765千円 随契1件8,982千円 車両3台1,200千円）

平成30年度 33,248千円

（内訳、土地入札2件 随契0件 車両5台8,293千円）

【今後の課題】

売却に必要な土地の条件整備（境界測量、法定外公共物の移転等）に長期間を要する。

【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

施設の統廃合で不要となった施設等や活用されていない財産については積極的に一般競争入札等により売却等を進めます。



### 3. 効果的で効率的な財政運営の実現

#### (1) 財源の確保

#### (ウ) 企業誘致の推進

優良企業の誘致は、市民の雇用創出や地域の活性化に加え、その安定した税収は、いなべ市にとって重要な財源となるものです。

幸い景気は回復基調にあり、企業においても、現在のところ製造業の動きが活発です。また、東海環状自動車道路の整備事業が本格化し、それにあわせて市内の交通インフラの整備も進められており、企業立地環境が充実することによって、ますます土地需要が増えることが期待されます。

いなべ市の持つこれらのポテンシャルを活かし、情報の受発信に力を注ぎ、積極的に企業訪問を実施するなどして新規企業の誘致に努めます。

#### 【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

平成27年度から28年度において、企業の積極的な投資と東海環状自動車道ICの供用開始への期待から藤原工業団地の2区画に企業が進出しました。これにより造成地の工業団地が全て完売となりました。企業のニーズに対応できる土地が提供できない状況においても、地域の特性上、事業活動の中断要因が低いことから、リスク分散や事業継続活動の確保の重要性により、輸送機械製造を中心とした企業が立地ポテンシャルの向上に期待を寄せています。

#### 【今後の課題】

インフラ整備が充実するとともに、企業の市内への新規進出や事業の拡張など積極的な投資が進んでいます。市民の雇用安定と安定的な税収を確保するために、企業が進出できる適地の整備を計画する必要があります。

#### 【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

国・県道、市道の整備により工業団地へのアクセス道路として計画ができることから、令和2年度以降は、工業団地の適地調査を踏まえて5年以内に工業団地を造成します。

3. 効果的で効率的な財政運営の実現

(1) 財源の確保

(エ) 課税客体の的確な把握

課税客体の的確な把握と適正な課税、口座振替の推進など収納率の向上に努めます。  
また、標準率の見直し及び目的税の導入など市税の増収策について調査研究を行います。

【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

航空写真の共同撮影実施に向けての協議と調整を三重県市町総合事務組合ワーキンググループで行いました。その結果、単独撮影から鈴鹿以北及び伊勢志摩等の市町の共同撮影になり、財政の効率化になりました。

【今後の課題】

なし

【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

なし

### 3. 効果的で効率的な財政運営の実現

#### (2) 財源の効率的な活用

##### (ア) 補助金等の見直し

第1次行政改革大綱と同様に補助金等については、その役割、必要性、費用対効果等について再検討し、整理合理化を推進するとともに、新たな補助金等を制度化する場合は、目的の明確化、交付基準の適正化及び交付の終期を設けるなどの措置を講ずることによって、補助金総額を抑制します。また補助金等については次の視点で適正化を図ります。

- ・ 補助対象事業の繰越金額が補助金額を上回っているもの
- ・ 補助金等の交付の当初の目的を達成したもの
- ・ 補助の目的と実際の用途内容が合致しないもの
- ・ 団体等が、本来、独自で負担すべきもの
- ・ 公益性や補助期間などの要因により自立を促すべきものであるもの
- ・ 補助金等の交付以外の方法で実施すべきもの、又は対応が可能なもの
- ・ 関係市町村による補助金等の負担割合が応分の比率によらないもの
- ・ 補助対象事業に不合理な支出が含まれるもの
- ・ 同種の団体で統合再編を支援することにより補助金の適正化が図られるもの

#### 【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

予算編成時に補助金の有効性と必要性について確認を行いました。

また、補助金の見直しについて集中改革プランでとりまとめ、市のホームページで公表を行いました。

#### 【今後の課題】

補助金等の役割、必要性、費用対効果について検証し、整理合理化を進める必要があります。

#### 【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

第1次行政改革大綱と同様に補助金等については、その役割、必要性、費用対効果等について再検討し、整理合理化を推進するとともに、新たな補助金等を制度化する場合は、目的の明確化、交付基準の適正化及び交付の終期を設けるなどの措置を講ずることによって、補助金総額を抑制します。

### 3. 効果的で効率的な財政運営の実現

#### (2) 財源の効率的な活用

##### (イ) 新庁舎建設に伴う公共施設の適正配置の推進

博物館、総合体育館、市民会館、図書館などの公共施設の整備については、将来の行政需要と市民の利便性を最大限考慮し、これまでのように地域に分散していたほうがよい施設と、集約化し機能を充実したほうがよい施設、それぞれの用途に応じた整備を行い、公共施設の適正配置を推進します。

また、確実な公共施設の適正配置を進めるためのロードマップの作成を行ってまいります。

これらの公共施設の適正配置を進める上では、市民の理解が得られるような広報広聴活動を行いながら進めてまいります。

#### 【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

新庁舎建設に伴い、これまで使用されてきた員弁健康センター及び北勢福祉センターを統合し、本庁舎敷地内に保健センターを新設した。(30年度)

新庁舎移転後の各庁舎の活用方法を検討し、現時点での活用方針を策定できた。

#### 【今後の課題】

個別施設計画の作成に当たっては、時点の財政状況や各施設の状況など個別の調整が必要となってくる。

#### 【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

公共施設等総合管理計画に基づき個別施設計画を作成し、更新・統合・長寿命化などを推進します。

### 3. 効果的で効率的な財政運営の実現

#### (3) 財政運営の適正化

##### (ア) 決算分析と他市町比較による無駄の排除

中長期的な視点に立った財政計画の策定過程において、いなべ市の決算分析とともに他市町との比較を行うことによって無駄を排除し、財源の有効配分を行います。

#### 【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

全事務事業の財政構造を分析し、その性質に従って、政策的な判断や市長支持により実施される事業を「政策的経費」、市単独事業など市の裁量がある事業を「裁量的経費」、人件費や扶助費、公債費などの「義務的経費」、複数年契約で将来の負担が決まっているものや一般財源額が50万円以下などの「経常的経費」、災害復旧費や選挙などの臨時で発生するものや、固定資産評価替えなどの複数年に一度実施される「臨時的経費」、地域おこし協力隊や集落支援員などの「特別経費」に分類しました。そのうち、裁量的経費に対しては一般財源使用額を制限する枠配分方式を行いました。

また、議会の要請により、予算書や決算書だけでは分からないより具体的な事務事業の内容を盛り込んだ「事務事業別予算説明資料」、「事務事業別決算説明資料」を平成29年度分から作成しました。

また、財政状況資料集を作成することで、決算分析と他市町比較を行い、財政構造の把握や改善に向けた取組の検討を行いました。

#### 【今後の課題】

財源の有効配分を行うため、財政構造のどこに無駄があり、財源配分の課題がどこにあるかを把握する必要があります。

#### 【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

決算分析と他市町比較を行うことで、財政構造や財源配分の課題を把握し、歳出予算を削減します。

### 3. 効果的で効率的な財政運営の実現

#### (3) 財政運営の適正化

##### (イ) 資産台帳の整備

資産台帳整備を行うことにより、現在、市が保有する資産を明らかにするとともに、将来にわたる公共施設の維持管理・更新計画につなげることで、計画的な財政運営を図ります。

#### 【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】

各部局が所管する施設について、台帳を借用したり、現地調査を行ったりして、市保有の全資産を洗い出し、平成29年度に固定資産台帳が完成し、市保有の資産、負債、純資産の金額を明らかにすることができました。その後、毎年たな卸しを行い、固定資産台帳の更新を行っています。

また、固定資産台帳の情報を利用して、個別施設毎の将来にわたる修繕・更新費用や光熱水費・保守管理などのコストを把握するための個別施設計画に活用するための検討を行いました。

#### 【今後の課題】

施設毎の老朽化度を分析することで、将来経費やコストを明らかにし、修繕や改修を行う時期をあらかじめ把握することで、計画的な財政運営につなげる必要があります。

#### 【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】

担当課が作成した個別施設計画により、施設毎の老朽化度を分析することで、将来経費やコストを明らかにします。

3. 効果的で効率的な財政運営の実現

(3) 財政運営の適正化

(ウ) 行政コストの把握と公表

行政コストの状況を明らかにすることで、施策の費用対効果や受益者の負担を明らかにします。

**【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】**

今までは「総務省改訂モデル」に従い決算統計から擬似的に作成してきた財務書類を、行政コストの状況をより分かりやすく市民のみなさまに明らかにするため、平成28年度決算からは、1つ1つの伝票を複式簿記で仕訳して作成する「統一的な基準」による一般会計等財務書類、特別会計を含めた市全体会計財務書類及び一部事務組合等を含めた連結財務書類を、公認会計士の支援を受け作成し、公表しました。

**【今後の課題】**

行政コストの状況をより分かりやすく市民のみなさまに明らかにするため、施策の費用対効果や受益者の負担を明らかにする必要があります。

**【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】**

施策毎の行政コストを分析し、費用対効果や受益者の負担を明らかにします。

3. 効果的で効率的な財政運営の実現

(3) 財政運営の適正化

(エ) 下水道事業特別会計の公営企業会計化

企業会計方式の導入により、損益計算書、貸借対照表などの財務諸表を作成することで、官庁会計では見えづらかった経営状況、財務状況を的確に把握し、適切な経営分析を行います。経営目標と経営見通しを継続的に点検、修正することで経営判断を迅速に行い、経営状況の明確化と説明責任の向上、財政運営の適正化を図ります。

**【第3期集中改革プランの取組（達成）状況】**

平成28年度から3年間で下水道事業、農業集落排水事業について、地方公営企業法適用に向けて取組み、平成31年度（令和元年度）から2事業を合わせて新たな下水道事業として企業会計化しました。

**【今後の課題】**

「下水道事業特別会計の公営企業会計化」については平成30年度末で達成し、このことについての今後の課題はありません。

**【課題解決に向けて第4期集中改革プランで取り組む具体的事項】**

下水道事業特別会計の公営企業会計化については第3期で完了したため、取り組むべき事項はありません。



